

前橋市民生委員定数条例新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| 民生委員法(昭和23年法律第198号)第4条第1項に規定する条例で定める民生委員の定数は、 <u>693</u> 人とする。 | 民生委員法(昭和23年法律第198号)第4条第1項に規定する条例で定める民生委員の定数は、 <u>681</u> 人とする。 |